

平成26年3月27日

正副座長案

第4章 市長と議会の関係

(市長と議会の関係)

第9条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と相互に独立・対等で緊張感ある関係を保持するものとする。

- 2 議会は、市長等の事務執行が適正、かつ、公正及び効率的に行われているか、監視・評価するものとし、必要と認める場合には、政策提案・政策提言等を通して適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 3 議会は、議案等の審議に当たって、必要に応じて、市長等に資料の提出や情報の提供を求めることができる。
- 4 議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策等について、必要に応じて、その政策形成過程の説明を求めることができる。
- 5 議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。議会は、市長等から質疑の論点・趣旨を確認するため、発言を求められた場合には、その発言を認めることができる。
- 6 議会は、必要に応じて、市政の重要事項について、市長等の報告を求めることができる。